

## 妙高市定住促進通学費貸与制度（ご案内）

※一時的にお金をお貸しする制度です。将来、返済義務が生じます※

内容	通学に要する公共交通機関の利用経費（定期代）をお貸しします。卒業後、返還期間中に市内に居住し、かつ就業している場合は、返還額の3分の2に相当する額を免除します。
対象者	次の①～③の要件を全て満たす方です。 ①市内に居住する30歳未満の方 ②上越地域外の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（専攻科を含む。）または専修学校（専門課程に限る。）に在学する方 ③公共交通機関を利用して通学する方  ※在学期間の途中からの利用も可能です。 ※本人、保護者（父及び母）等の所得制限はありません。 ※奨学金との併用が可能です。
期間	貸付決定の月から、在学する学校の最短修業年限の終期までとします。
貸与額	通学に要する定期券購入費の合計額の範囲内とし、1月あたり5万円以下とします。無利子です。
提出書類	①妙高市定住促進通学費貸与申請書 連帯保証人を選定が必要です。 ②住民票の写し 申込み日から1ヶ月以内のもの ③在学証明書または大学の入学が決定していることを証する書面の写し ④通学定期券の写し 記名式定期券とし、公共交通機関の種別、利用区間、有効期間、金額、利用者名等がわかるもの
提出場所	持ち込み、または郵送により提出してください。 妙高市 地域共生課 移住定住推進係 〒944-8686 新潟県妙高市栄町5-1
返還期間	貸付を終了した月（卒業や退学、辞退等含む）の翌月から6か月経過後、4年以上8年以内の期間で返還いただきます。 年1回、年2回、毎月払いの中から返還方法を選べます。
返還免除	卒業後、返還期間中に市内に居住しながら就業している場合は、願い出によって返還額の3分の2相当を免除することができます。
問い合わせ	妙高市役所 地域共生課 移住定住推進係 電話：0255-74-0064

# お申し込みにあたっての注意事項

※必ずお読みください※

## 1. 連帯保証人及び保証人の選定について

本制度のお申し込みには、連帯保証人と保証人を、それぞれ1人ずつ選定していただく必要があります。不明な点がありましたら、事前にご相談ください。

連帯保証人とは…

本人（申込者）が未成年の場合はその保護者（親権を行う者または後見人）、成年の場合は父母兄弟（成年の方）等としてください。連帯保証人は将来、本人と同等に弁済の責任を負います。

保証人とは…

連帯保証人とは独立した生計を営み、いつでも本人（申込者）と連絡の取れる65歳未満の者で、将来、本人・連帯保証人に次いで弁済の責任を負います。

※本人から見た、叔父や叔母を選定される方が多いです。

## 2. お振込先について

貸与決定後、期間中、定期券購入費を貸与します。

貸与は、基本的に口座振り込みとしていますが、ご本人以外の口座は指定できませんので、口座をお持ちでない場合はあらかじめご準備ください。

## 3. 使用する印鑑について

申込書でご使用いただいた印鑑は、その後の書類でも同一のものを使用する必要があります。申込時にどの印鑑を使用したか忘れないよう、申込書及び誓約書の写しをとることをおすすめします。